

(別紙 1)

デジタルツール共同調達支援業務企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

本県では、職員の減少・限られた予算という制約の中、「スケールメリット」、「調達事務の効率化」、「同一ツール導入によるノウハウの共有」を図るため、県と市町でデジタルツールの共同調達に関するワーキングを実施しており、これからも本取組を進める必要があると考えている。

また、デジタル庁が定めている「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では「複数自治体における共同利用の拡大を推進していく」と明記されており、県としても共同調達の取り組みを拡大していく必要があると考えている。

以上のことから、本業務では、「県と市町の共同調達」、「市町間の共同調達」を円滑に行うことができるよう県と市町で開催する共同調達ワーキング（以下、WG）へ参加するとともに、市町間の合意形成を図り、共同調達するデジタルツールの仕様調整等を行うことを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

デジタルツール共同調達支援業務

(2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする

(3) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 契約上限額

7,014,700円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 上記アの添付書類 1部

（三重県入札参加資格者名簿への登録状況や、支店または営業所等への委任の有無など

によって添付する資料が変わりますので申請書様式を十分ご確認ください)

(2) 提出期限

令和8年3月4日(水) 15時

(3) 提出場所

三重県津市広明町13番地

三重県総務部デジタル推進局 デジタル改革推進課

提出方法

上記提出先に持参または郵便もしくは民間事業者による信書便にて提出すること。ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とする。

なお、郵便もしくは民間事業者による信書便または電子メールにより提出する場合は、提出期限までに電話で「20 連絡先」に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で「20 連絡先」に持参する日時の連絡を行うこと。

(4) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記5(1)等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、令和8年3月19日(木) 15時までに電子メールで通知します。

6 企画提案資料の提出日及び期限、提出先

(1) 提出日時

令和8年3月24日(火) 10時から令和7年3月27日(金) 15時まで

(2) 提出先

「20 連絡先」

(3) 提出方法

上記提出先へ持参または郵便もしくは民間事業者による信書便にて提出すること。ただし、押印を省略した場合は、電子メールでの提出も可とする。

なお、郵便もしくは民間事業者による信書便または電子メールにより提出する場合は、提出期限までに電話で「20 連絡先」に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で「20 連絡先」に持参する日時の連絡を行うこと。

7 提出を求める企画提案資料及び提出部数

6(3)の提出方法が、持参または郵便もしくは民間事業者による信書便の場合は以下の部数を提出すること。ただし、電子メールの場合は、電子メールの提出のみでよい。

(1) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・8部(正1部、写し7部)

(2) 付属資料・・・・・・・・・・・・・・8部(正1部、写し7部)

(3) 提案見積・・・・・・・・・・・・・・8部(正1部、写し7部)

※経費の内訳及び「消費税及び地方消費税抜き」で表記してください。

8 最優秀提案の選定方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、デジタルツール共同調達支援業務企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査の上、最優秀提案

を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

- ・合目的性

委託業務の趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。

- ・企画性①

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、実現可能な提案内容となっているか。

- ・企画性②

業務目的を達成するために、効果的・効率的な提案内容になっているか。また、県、市町への業務負担が少ない提案となっているか。

- ・業務遂行能力

業務の実施体制は十分か。業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。業務スケジュールは適切か。

- ・経済性

業務の実施について十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時 令和8年4月2日(木) 午後を予定

(2) 場所 津市内

(3) 形態 原則 Web 会議システムにより行う

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

提案者が多数の場合の書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時、場所等については、提案したすべての者に、令和8年4月1日(水) 15時までに電子メールで連絡する。

プレゼンテーションにおける説明は、6で提出のあった企画提案資料により行うものとする。

なお、提出済みの企画提案書と Web 会議システムで画面共有する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行う。

また、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとする。

プレゼンテーションを実施しない場合は、提案したすべての者に、プレゼンテーションを実施しないことを電子メールで連絡する。

10 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

本件に関する質問(企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項)がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

(1) 質問の受付期限

公告の翌日から令和8年2月24日(火) 15時まで(必着)

(2) 質問の方法

電子メールにより提出(様式自由、ただし規格はA4版)

※質問を送信したときは、必ず電話にて「２０ 連絡先」あてに着信の確認をしてください。

(３) 質問の提出先

「２０ 連絡先」

(４) 質問に対する回答

受付した質問に対する回答は、質問者あてに電子メールにより行うとともに、令和８年３月２日（月）１５時までに、原則、三重県ホームページに掲載します。

なお、質問提出の有無に関わらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

(５) その他

本件の条項その他に関し疑義がある場合は、「２０ 連絡先」に説明を求め、十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

１１ 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

１２ 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあつては、上記１１の通知を受けた後に、以下の書類を各１部ずつ提出していただきます。

(１) 提出書類

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去６ヶ月以内に発行したもの）の写し。
- ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６ヶ月以内に発行したもの）の写し。

(２) 提出期限

別途通知します。

(３) 提出場所

(４) 「２０ 連絡先」

(５) 提出方法

持参または郵便もしくは民間事業者による信書便

１３ 契約方法に関する事項

(１) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(２) 契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上の額とします。ただし、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第１９９条第１項の更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の１００分の３０以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

（３） 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

（４） 契約は、三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課において行います。

1 4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1 5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

1 6 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１） 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（２） 契約締結権者は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 9 その他

（１） 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします

（２） 成果物の著作権は業務仕様書に記載のとおりとします。

（３） 提出のあった企画提案資料は返還しません。

- (4) 報告書の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (5) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）に基づき、情報公開の対象文書となります
- (7) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (10) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません
- (11) 契約締結権者は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第 80 条第 1 項各号及び第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (12) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (13) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収します。
- (14) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによります。
規則については下記の URL からご参照ください。
<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A85924EFA>
（「三重県法規集データベース」で「会計規則」で検索してください。）
- (15) 当該企画提案コンペの落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

20 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課市町連携班 湯浅、浅井
TEL：059-224-2200 E-mail：ctrenkei@pref.mie.lg.jp